

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するについて

1. 制定理由

行政課題が複雑・多様化する中で、質の高い行政サービスの提供と重点施策のスピード感を持った推進のため、高度な専門的知識経験等を有する者の任期を定めた採用等に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 主な内容

(1) 職員の任期を定めた採用について（第2条）

【第1項 特定任期付職員】

- ・高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

【第2項 一般任期付職員】

- ・専門的な知識経験を有する者を、必要とされる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(2) 任期の更新について（第3条）

任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合、当該職員の同意を得なければならない。

※「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(3) 給与に関する特例及び給与条例の適用除外について (第4条・第5条)

給与に関する事項は、「宇治市職員の給与に関する条例」の適用を受けるが、第2条第1項に規定する「特定任期付職員」の給料表は、以下のとおりとする。

号給	給料月額
1	397,000 円
2	446,000 円
3	498,000 円
4	562,000 円
5	642,000 円
6	749,000 円
7	875,000 円

また、「特定任期付職員」は、「宇治市職員の給与に関する条例」第3条（給料表）、第4条（採用並びに昇格及び昇給の基準）、第7条（給料の調整額）、第8条並びに第9条（扶養手当）、第9条の3（住居手当）及び第22条（管理職手当）の規定は適用しない。

3. 施行日について

令和7年4月1日